

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則
岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出納管理課)
(同)

—^{ページ}—

号外(八) 平成二十八年 四月二十八日

規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十四号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表二上欄中「新産業振興課」を「新産業・エネルギー振興課、航空宇宙産業

課」に、「産業技術課

「産業振興課」を「新産業・エネルギー振興課」に改める。

「航空宇宙産業課

附則

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第一上欄中「企業誘致課」の下に「農業担い手サミット推進事務局」を加え、同表企業誘致課の項の次に次のように加える。

農業担い手サミット推進事務局

農業担い手サミット推進事務局次長（技術に關し特に命ぜられた事務を所掌する農業担い手サミット推進事務局次長を除く。）

附則

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

平成二十八年四月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社